

令和5年5月2日

生徒の皆さんと
保護者の皆様へ

岡山県立倉敷工業高等学校
校長 横田 寿弘

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和5年5月8日から5類感染症へ移行することに伴い、県の通知に基づき、出欠の取扱い等について下記のとおり対応となりますので御確認ください。

記

1 出席停止の取扱いについて

(1) 学校保健安全法施行規則第19条に基づく出席停止

ア 感染が判明した場合「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を出席停止とします。

なお、出席停止期間の起算日は、発症した翌日を1日目とします。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

イ 濃厚接触者の特定は行われないこととなりました。

ウ 生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合、及び同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合は、原則、出席停止の措置は取りませんが、感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合には、校長の判断により、出席停止の措置を講じることができます。

(2) 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合は次のとおりです。

ア 感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

イ 医療的ケア児や基礎疾患児（基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等）について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないとして学校が判断する場合

2 感染流行時における感染症対策について

(1) マスクの着用

- ・感染流行時には、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられますが、その場合にも、マスクの着用を強いることはありません。

(2) 活動場面ごとの感染症対策

- ・国及び県の指針に基づき、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を一時的に講じることがあります。

3 部活動の大会等の参加について

大会等への参加に当たっては、主催者が策定したガイドラインや中央競技団体等が示すガイドライン等を遵守します。

なお、臨時休業を行っている範囲の生徒の部活動の大会等への参加については、季節性インフルエンザ等の感染症で、臨時休業を行っている際の対応と同様とし、これまでの新型コロナウイルス感染症に係る特例的な措置は廃止します。

4 その他

- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養してください。なお、軽微な症状で登校を一律に制限することはありません。
- (2) 生徒本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはありません。
- (3) 平時においても、換気や手洗い等の基本的感染対策については、引き続き充分留意して学校教育活動を行います。

【 本件問合せ先 】

岡山県立倉敷工業高等学校

副校長 仲 西 寿 夫

教 頭 林 章 功

(代) 086-422-0476